

## 横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費等助成要綱

(総則)

第1条 認知症高齢者等位置情報検索システム導入費（以下「導入費」という。）及び認知症高齢者等位置情報検索システム利用料（以下「利用料」という。）の助成については、この要綱の定めるところによる。

(用語)

第2条 この要綱において、位置情報検索システムとは、GPS（全地球測位システムのことをいう。以下同じ。）機能を利用し、その位置情報を検索できる端末機器（携帯電話若しくはスマートフォン又は腕時計型携帯情報端末に当該機能が付加されているものを除く。以下「GPS機器」という。）であって、GPS機器の位置情報を、インターネット等を用いることにより検索できる仕組みを有するものをいう。

(助成の対象者)

第3条 助成金の交付を受けることができる者は、以下の各号のいずれにも該当する認知症の高齢者又は認知症と同等と市長が認める者を介護する者で、GPS機器の利用契約を締結した者とする。

- (1) 「横須賀市にこっとSOSネットワーク」に登録していること。
- (2) 横須賀市に住民登録（住民基本台帳法（昭和42年法第81号）に基づく住民基本台帳への記載をいう。）していること。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に並び、当該各号に定める額（介護保険給付制度その他自己負担金制度による自己負担金の額を除く。）とする。

- (1) 導入費助成金 GPS機器（附属品を含む。）の導入及び利用契約に要した費用の額又は10,000円のいずれか低い額
- (2) 月額利用料助成金 利用契約に伴う利用料の月額又は1,000円のいずれか低い額

2 利用契約に基づく支払期限を経過した後に支払った場合における利用料については、助成の対象としない。ただし、災害その他市長がやむを得ないと認める理由により支払いが遅れた場合はこの限りでない。

(導入費助成交付申請等)

第5条 導入費助成金の交付を受けようとする者は、利用契約日の属する年度の末日までに、横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するも

のとする。

- (1) 利用契約等に係る契約書等の写し
- (2) G P S 機器（附属品を含む）の導入及び利用契約に要した費用の支払いを証する書類の写し
- (3) 振込先の口座番号・口座名義が分かるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は、第3条に掲げる要件を満たす対象者1人につき1回に限る。

3 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金交付決定通知書（第2号様式）を交付する。

（月額利用料助成交付申請等）

第6条 月額利用料助成金の交付を受けようとする者は、横須賀市認知症高齢者等月額利用料（以下「月額利用料」という。）を負担した月の属する年度の末日までに、位置情報検索システム月額利用料助成金交付申請書（第3号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 利用契約等に係る契約書等の写し
- (2) 交付を受けようとする月額利用料の支払いを証する書類の写し
- (3) 振込先の口座番号・口座名義がわかるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の申請は原則1年度につき1回とし、1年度分を一括で交付する。ただし、月額利用料を複数年度にわたって前納した場合には、前納した日の属する年度の末日利用分までの相当額について申請するものとし、当該利用分以外のは、翌年度に申請するものとする。

3 前年度の利用分に係る月額利用料（既に助成した月額利用料を除く。）を翌年度に支払った場合には、当該年度の月額利用料に合算して申請することができるものとする。

4 市長は、第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められるものについては、横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金交付決定通知書（第4号様式）を交付する。

（台帳）

第7条 市長は、導入費等助成台帳を作成し、助成内容等を記録し、及び保存するものとする。

（使用状況等の調査）

第8条 市長は、必要と認めるときは、GPS機器の使用状況等について調査することができる。

(助成金の返還等)

第9条 市長は、横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費等の助成の申請を行った申請者が、偽りその他不正の手段により助成を受けたとき又は助成に過納若しくは誤納があったときは、当該助成の決定の全部又は一部を取り消し、当該取消しに係る額を返還させることができるものとする。

(書類等の整備)

第10条 助成対象者は、助成に関する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了の日の属する市の会計年度の翌年度から2年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱に規定する導入費助成金は令和5年3月31日以前に利用契約したものは対象外とする。
- 3 この要綱に規定する月額利用料助成金は令和5年3月31日以前の利用月分は対象外とする。
- 4 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条第1項関係)

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金交付申請書

第2号様式(第5条第3項関係)

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金交付決定通知書

第3号様式(第6条第1項関係)

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金交付申請書

第4号様式(第6条第3項関係)

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金交付決定通知書

(あて先)横須賀市長

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金交付申請書

次のとおり、横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金の交付を申請します。

申請者 (契約者)	住 所							
	氏 名							
	電 話 番 号							
	認知症高齢者 との続 柄		同居の有無	有・無				
認 知 症 高 齢 者 等	ふ り が な 氏 名							
	生 年 月 日		年	月	日	生 (	歳)	
	住 所	横須賀市						
利用契約の相手方								
利用契約締結年月日			年	月	日			
交 付 申 請 額		位置情報検索システム(附属品を含む。)の購入又はレンタル利用契約に要した 費用の額  円(10,000円を超える場合は、10,000円)						
振 込 先	金 融 機 関 名	本店 支店						
	預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	口座番号					
	口 座 名 義 (カタカナ)							
添 付 書 類	1 利用契約に係る書類(契約書等)の写し 2 GPS機器(附属品を含む。)の購入費又はレンタル利用契約に要した費用の支払いを証する書類(領収証等)の写し 3 振込先の口座番号・口座名義が分かるもの							

第2号様式（第5条第3項関係）

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金交付決定通知書

横須賀市指令 第 号 年 月 日	
住所 氏名	様
横須賀市長 上地 克明	
先に申請のありました横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費等助成金につきまして、次のとおり決定しましたので、通知いたします。	
助成金の種類	横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金
決定額	金 円
振込日	年 月 日
備考	この通知は振込を確認するまで大切に保管してください。

※個人情報保護のため、口座情報は記載していません。

(あて先)横須賀市長

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金交付申請書

次のとおり、横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金の交付を申請します。

申請者 (契約者)	住 所									
	氏 名									
	電 話 番 号									
	認知症高齢者 との続 柄				同居の有無	有・無				
認 知 症 高 齢 者 等	ふりがな 氏 名									
	生 年 月 日				年	月	日生 ( 歳 )			
	住 所	横須賀市								
交 付 申 請 額	<p>1. 支払い月</p> <p>令和_____年_____月 ~ 令和_____年_____月分</p> <p>2. 交付申請額</p> <p>利用契約に伴う月額料</p> <p>_____ 円 × 12か月</p> <p>(1,000 円を超える場合は、1,000 円)</p> <p>= (合計) _____ 円</p>									
振 込 先	金融機関名								本店	
	預 金 種 別	<input type="checkbox"/> 普通	<input type="checkbox"/> 当座	口座番号					支店	
	口 座 名 義 (カタカナ)									
添 書 付 類	<p>1 利用契約に係る書類(契約書等)の写し(横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム導入費助成金の交付の決定を受けた方は、添付を省略することができます。)</p> <p>2 月額利用料の支払いを証する書類の(領収証等)写し</p> <p>3 振込先の口座番号・口座名義が分かるもの</p>									

第4号様式（第6条第3項関係）

横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金交付決定通知書

横須賀市指令 第 号 年 月 日	
住所 氏名	様
横須賀市長 上地 克明	
先に申請のありました横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金につきまして、次のとおり決定しましたので、通知いたします。	
助成金の種類	横須賀市認知症高齢者等位置情報検索システム月額利用料助成金
決 定 額	金 円
振 込 日	年 月 日
備 考	この通知は振込を確認するまで大切に保管してください。

※個人情報保護のため、口座情報は記載しておりません。